

新型コロナウイルス感染症への対応(改訂 3)

米子松蔭高等学校

1. 目的

このマニュアルは、新型コロナウイルス感染症が発生した際における米子松蔭高等学校が行なうべき対応等についてあらかじめ定め、迅速かつ的確な対策を行って感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限にとどめ、生徒・教職員の生活及び学習環境の安定を確保することを目的とする。

2. 学校内での感染拡大予防のための措置(個人)

(1) 予防

- 健康・行動観察の徹底。
- 健康管理に努める。
- 発熱等の症状が出た場合は学校に連絡の上、地域の医療機関に相談する。
相談先に迷う場合は、「受診相談センター」に相談する。

【鳥取県】受診相談センター

午前9時～午後17時15分 0120-567-492 ※土日祝含む ※年末年始を除く
上記以外の時間

鳥取県西部 0859-31-0029 中部 0858-23-3135 東部 0857-22-8111

【島根県】健康相談コールセンター

午前8時30分～午後21時 0852-33-7638 松江市・島根県共同設置松江保健所

- かかりつけ医を受診する場合も必ず事前に電話連絡。
- のどの痛み、発熱等、風邪の症状やにおいや味の異常がある場合は登校しない。
- こまめな手洗い・アルコール消毒の徹底。
- 登下校時を含め、授業中もマスクを着用。
- 登下校時は人混みを避け、自宅から学校の移動のみとし不要な場所への立ち寄り厳禁。

(2) 感染が疑われる場合

〈公認欠席〉

新型コロナウイルス感染症が疑われる症状があれば、医療機関を受診する前に学校に連絡する。

(3) 感染していると診断された場合

〈出席停止〉

医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は出席停止とし、その期間は医師診断書の指示による。

3. 学校内での感染拡大予防のための措置(学校)

(1) 予防

- 教室等のこまめな換気を行い、空調設備により温度・湿度を適切に保つ。
- 学校行事や入学試験など大勢が集まる場合にも換気を心がけ、必要に応じて会場の入り口にアルコール消毒液を設置する。
- 各授業終了時に授業担当者の指示で教室の換気を徹底。
- 終礼後の 清掃時間に手すりやドアノブなどを消毒。

(2) 感染者が出た場合

〈臨時休業〉

生徒・教職員が感染した場合は、ひとまず7日間の臨時休業とすることを基本とする。解除の時期は、関係機関及び学校医と検討し決定する。また、地域ですでに感染が拡大している場合や県からの一斉休業の要請などがあった場合にも、校長の判断で臨時休業の措置をとる。

4. 学校から生徒・保護者への連絡方法

臨時休業などの連絡は、Blend(ブレンド)で行う。